

水質汚濁防止法に定める有害物質の排水基準（ほう素及びふっ素）について

現行の暫定措置を定めた「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が、令和元年7月1日から施行され、令和4年6月30日をもって暫定期間が終了いたします。**【参考】環境省 <https://www.env.go.jp/press/106900-print.html>**

当協会としては安価な除去装置が開発されるまでは、温泉事業者（旅館業）での導入は難しいと、暫定基準の延長を環境省へ訴え続けております。

1. 背景

水質汚濁防止法に定める有害物質のうち、ほう素及びその化合物（以下「ほう素」という。）、ふっ素及びその化合物（以下「ふっ素」という。）については、

- ・ほう素：10mg/L※1（230mg/L※2）
- ・ふっ素：8mg/L※1（15mg/L※2） ※1：海域以外の公共用水域に排出されるもの ※2：海域に排出されるもの

とする一般排水基準が平成13年7月1日より適用され、併せて、この基準に直ちに対応することが困難な40業種については、3年間の期限で暫定排水基準が設定されました。その後3年ごとの見直しを経て、現在旅館業を含む12業種について下表の暫定排水基準が設定されています。

業種		制限等	暫定期間（令和元年7月1日～令和4年6月30日）	
			ほう素 (mg/l)	ふっ素 (mg/l)
			一般排出基準 10（海域は230）	一般排出基準 8（海域は15）
温泉	旅館業	自然湧出	500	50
		自然湧出以外		30
		昭和49年以降湧出で50m ³ /日以上		30

暫定期間の終了をお知らせいたしますとともに、本件についてお困りの会員は当協会へご相談ください。

